中央市移住支援金交付要綱

令和２年３月３０日

告示第２０号

改正　令和３年３月３１日告示第１６号

令和３年６月２４日告示第２９号

令和４年３月２５日告示第１１号

令和５年３月２４日告示第７号

令和５年８月１日告示第３８号

（趣旨）

第１条　この告示は、本市への移住及び定住の促進並びに中小企業等における人手不足の解消を図るに当たり、東京圏から本市に移住し、かつ、山梨県移住支援事業・マッチング支援事業及び起業支援事業実施要綱（平成31年3月29日付け地創第1951号山梨県総合政策部長通知。第３条において「県実施要綱」という。）の規定に基づき、就業若しくは起業した者又はテレワークを行っている者に対し、移住に要する経費を軽減するため、予算の範囲内において、中央市移住支援金（以下「支援金」という。）を交付することについて、中央市補助金等交付規則（平成18年中央市規則第40号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　東京圏　東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県の区域をいう。

(2)　条件不利地域　過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。

(3)　東京２３区　地方自治法（昭和22年法律第67号）第２８１条第１項に規定する特別区の区域をいう。

(4)　移住　本市に生活の本拠を移し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき住民登録することをいう。

(5)　マッチングサイト　移住支援金の交付要件を満たす対象法人等(法人並びに個人事業主及び法人格を持たない団体をいう。以下同じ。)の求人情報を掲載する道府県が開設及び運営を行う情報サイトをいう。

(6)　テレワーク　情報通信技術を利用し、所属する企業等から離れた場所において業務を行う勤務形態をいう。

(交付対象者)

第３条　支援金の交付の対象となる者(この条において「交付対象者」という。)は、第１号の要件を満たす者のうち、第２号、第３号又は第４号の要件に該当し、かつ、世帯の申請をする場合にあっては、第５号の要件を満たす者とする。

(1)　移住等に係る要件は、ア、イ及びウに該当すること。

ア　移住元に係る要件は、次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア)　移住する直前の１０年間のうち、通算５年以上、東京２３区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京２３区内への通勤(雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。)をしていたこと。

(イ)　移住する直前に、連続して１年以上、東京２３区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京２３区内への通勤をしていたこと。ただし、東京２３区内への通勤の期間については、移住する３月前までを当該１年の起算点とすることができる。

(ウ)　(ア)及び(イ)にかかわらず、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京２３区内の大学等へ通学し、東京２３区内の企業等へ就職した者については、通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができる。

イ　移住先に係る要件については、次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア)　平成３１年４月１日以降に移住したこと。

(イ)　支援金の申請の日において、移住後１年以内であること。

(ウ)　本市に支援金の申請の日から５年以上、継続して居住する意思を有していること。

ウ　ア及びイに掲げるもののほか、次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア)　暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

（イ）　日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有する者であること。

（ウ）　本市に納付すべき市税等に未納がないこと。

（エ）　その他市長が支援金の対象として適当でないと認めた者でないこと。

⑵　就業に係る要件は、ア又はイに該当すること。

ア　一般の場合は、次に掲げる事項の全てに該当すること。

（ア）　勤務地が、東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。

（イ）　就業先が、マッチングサイトに支援金の対象として掲載している求人であること。

（ウ）　就業先が、就業者にとって３親等以内の親族が代表者又は取締役等の経営を担う職務を務めている法人等でないこと。

（エ）　週２０時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。

（オ）　当該求人への応募日が、マッチングサイトに当該求人が掲載された日以降であること。

（カ）　就業先に支援金の申請日から５年以上継続して勤務する意志を有していること。

（キ）　就業が、転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

イ　専門人材（県実施要綱に規定するプロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した者）の場合は、次に掲げる事項の全てに該当すること。

（ア）　勤務地が東京圏以外の地域又は東京県内の条件不利地域に所在すること。

（イ）　週２０時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。

（ウ）　就業先に支援金の申請日から５年以上継続して勤務する意志を有していること。

（エ）　就業が、転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

（オ）　就業が、目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職

することが前提でないこと。

(3)　テレワークに関する要件は、次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア　所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。

イ　デジタル田園都市国家構想交付金(デジタル実装タイプ(地方創生テレワーク型))又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

(4)　起業に係る要件は、申請時において、県実施要綱の規定により起業支援事業に係る起業支援金(第５条において「起業支援金」という。)の交付の決定を１年以内に受けていること。

(5)　世帯に係る要件(世帯向けの申請をする場合に限る。)については、次に掲げる事項に該当するものとする。

ア　交付対象者を含む２人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。

イ　交付対象者を含む２人以上の世帯員が申請の日において、同一世帯に属していること。

ウ　交付対象者を含む２人以上の世帯員がいずれも、平成３１年４月１日以降に転入し、かつ、申請の日において転入した後１年以内であること。

エ　交付対象者を含む２人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(支援金の額)

第４条　支援金の額は、２人以上の世帯の場合にあっては１００万円、単身世帯の場合にあっては６０万円とする。

２　１８歳未満の世帯員(申請日の属する年度の４月１日時点において１８歳に達していない者をいう。以下、この項において同じ。)を帯同して移住する場合にあっては、１８歳未満の世帯員(当該世帯員が世帯主又は配偶者である場合を除く。)１人につき１００万円を加算するものとする。

(支援金の交付申請)

第５条　支援金の交付を受けようとする者(以下この条及び次条において「申請者」とい

う。)は、中央市移住支援金交付申請書(様式第１号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1)　写真付き身分証明書の写し(写真がない場合は、公的機関が発行する証明書の写し)

(2)　就業先の就業証明書(就業に係る要件に該当する者に限る。)(様式第２号)

(3)　移住元で通勤していた法人等の退職証明書その他の在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類(移住元の要件が東京２３区以外の東京圏(条件不利地域を除く。)の地域から東京２３区に通勤していた者であって雇用保険の被保険者に該当するものに限る。)

(4)　移住元での開業届出済証明書その他の移住元での在勤地を確認できる書類及び個人事業等の納税証明書その他の移住元での在勤期間を確認できる書類(移住元の要件が東京２３区以外の東京圏(条件不利地域を除く。)の地域から東京２３区に通勤していた者であって、法人経営者又は個人事業主に該当するものに限る。)

(5)　住民票(申請の日から３月以内に発行されたもの。この場合において、世帯向けに係る申請を行う場合には、申請者を含む世帯員全員分)

(6)　申請者に係る移住元の住民票の除票の写しその他の移住元での在住地及び在住期間を確認できる書類(世帯向けに係る申請を行う場合には、申請者を含む世帯員全員分)

(7)　起業支援金の交付決定通知書の写し(起業に係る要件に該当する者に限る。)

(8)　前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める書類

(支援金の交付決定)

第６条　市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、支援金を交付すべきものと認めるときは、支援金の交付を決定し、中央市移住支援金交付決定通知書兼額確定通知書(様式第３号)により当該申請者に通知するものとする。

２　市長は、前項の審査を行った結果、支援金の交付すべき要件に該当しないときは、支援金の不交付を決定し、中央市移住支援金不交付決定通知書(様式第４号)により当該申請者に通知するものとする。

(支援金の交付)

第７条　前条第１項の規定による支援金の交付の決定を受けた者は、速やかに、中央市移住支援金交付請求書(様式第５号)を市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項の請求書を受理したときは、原則として、申請の日から３月以内に支援金を交付するものとする。

（報告及び立入調査）

第８条　市長は、必要があると認めるときは、支援金の交付を受けた者（次条及び第１０条において「交付事業者」という。）に対し、報告又は立入調査を求めることができる。

（届出の義務）

第９条　交付事業者は、支援金の交付の決定を受けた日から起算して５年間においてその住所又は就業先に異動があった場合は、速やかに、市長に届け出なければならない。

（支援金の返還請求）

第１０条　市長は、交付事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める額の返還を請求するものとする。ただし、雇用企業側の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして市長が認める場合であって、山梨県が返還を不要としたときは、この限りでない。

(1)　次のいずれかに該当する場合　支援金の全額

ア　虚偽の申請等をした場合

イ　支援金の交付の決定の内容又はこの告示に違反した場合

ウ　支援金の申請の日から３年未満に本市から転出した場合

エ　支援金の申請の日から１年以内に支援金の要件を満たす職を辞した場合

オ　起業支援事業に係る交付の決定を取り消された場合

(2)　支援金の申請の日から３年以上５年以内に本市から転出した場合　支援金の半額

（補則）

第１１条　この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この告示は、令和２年４月１日から施行する。

附　則（令和3年告示第16号）

この告示は、令和３年４月１日から施行する。

附　則（令和3年告示第29号）

この告示は、公布の日から施行する。

附　則(令和4年告示第11号)

(施行期日)

1　この告示は、令和４年４月１日から施行する。

(経過措置)

2　この告示による改正後の中央市移住支援金交付要綱第４条の規定は、令和４年度以後の年度分の移住支援金について適用し、令和３年度分までの移住支援金については、なお従前の例による。

附　則(令和5年告示第7号)

(施行期日)

1　この告示は、令和５年４月１日から施行する。

(経過措置)

2　この告示による改正後の中央市移住支援金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後に本市に移住した者について適用し、同日前に本市に移住した者については、なお従前の例による。

附　則(令和5年告示38号)

この告示は、公布の日から施行する。